

福井県立福井産業技術専門学院の事務補助業務等委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

福井県立福井産業技術専門学院（以下、「福井学院」という。）の事務補助業務等委託について、受託事業者の業務遂行能力や個人情報保護体制、委託料金等を総合的に審査し、最も適格な事業者を選定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

福井学院事務補助業務等委託業務

(2) 就業場所

福井市林藤島町第20号1番地3 福井県立福井産業技術専門学院内

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

上記委託期間にかかるわらず、令和8年度以降において、県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額または削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 業務内容

別紙「委託契約書（案）」および「仕様書」のとおり

(5) 現行契約金額（参考）

年額 金2,237,400円

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金203,400円）

月額 金186,450円

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金16,950円）

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、（1）から（10）までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第6条第1項の規定

により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。) であること。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会もしくは同協会が指定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者であること。
- (7) 福井県の全ての県税に滞納がない者であること。
- (8) 福井県内に本店、支店または営業所等の事務所を有している者であること。
- (9) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するものであること。
- (10) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 プロポーザル参加予定の登録について

当該プロポーザルへの参加を予定する者は、下記により、参加の登録をすること。

- (1) 提出書類
「参加予定登録票」（様式1）
- (2) 提出方法
郵送または電子メール
- (3) 提出期限
令和8年1月20日（火）午後5時 必着
- (4) 提出先
〒910-0829 福井市林藤島町第20号1番地3
福井県立福井産業技術専門学院 管理室 宛
E-mail fukusan@pref.fukui.lg.jp

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類および提出部数

提出書類	提出部数
事務補助業務等委託に関する企画提案書（様式2）	正本1部 副本4部
労働者派遣事業に係る許可証の写し	1部

プライバシーマーク登録証の写し	1 部
県税を滞納していないことの証明（令和8年1月1日以降発行のもの）	1 部
消費税を滞納していないことの証明（令和8年1月1日以降発行のもの）	1 部
会社概要説明書（会社案内など福井県内にある事務所についての説明があるもの）	5 部
財務諸表（直近の決算3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し）	1 部
提案を求める業務と同種または類似の業務の契約実績に関する書類（契約書の写し等）	1 部

(2) 提出方法

持参または郵送（書留）によること。

(3) 提出期限

令和8年2月2日（月）午後5時 必着

※提出後の企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-0829 福井市林藤島町第20号1番地3

福井県立福井産業技術専門学院 管理室 宛

6 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する（令和8年2月中旬実施予定）。プレゼンテーションの日程等は、企画提案書の提出者に別途通知する。

なお、プレゼンテーションは、既提出の企画提案書のみを用いることとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。

7 契約先候補者の決定

福井学院は、企画提案書を総合的に審査し、総合点が最も高かった者を契約先候補者に決定する。本プロポーザルにより決定するのは、契約先候補者であり、契約の相手方の決定は9による。

8 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (2) 契約先候補者に選定されなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、福井学院は、書面の提出があった日から15日以内に書面で回答する。

9 契約の相手方の決定方法

- (1) 福井学院は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

- (2) 契約先候補者が、契約締結までの間に3の各号の一に該当したこととなった場合には、福井学院は委託契約を締結しないことができる。その場合において、福井学院は一切の損害賠償の責めを負わない。

10 事務引継ぎの実施

9の契約相手方は、福井学院が業務従事者に対して実施する事務引継ぎ（令和8年3月下旬の予定）に、令和8年4月1日から福井学院に従事予定の労働者を参加させること。なお、事前研修に係る費用は、9の契約相手方の負担とする。

11 プロポーザルに関する質問

質問は、質問票（様式3）により、令和8年1月20日（火）午後5時までに、電子メールにより、福井県立福井産業技術専門学院 管理室まで提出すること（提出先は、「14 問い合わせ先」を参照）。

質問に対する回答は、全ての参加予定登録者に対し、令和8年1月23日（金）までに電子メールにより行う。

12 企画提案書等の情報公開

選定結果として、企画提案者の名称、審査結果概要等の公表を行う場合がある。また、県民等から福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第6条第1項の規定による公開請求があったときは、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 その他

- (1) 提出書類は返却しない。

なお、12による情報公開を除き、当該書類を企画提案者に無断で使用することはない。

- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。

- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。

- (4) このプロポーザルに係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨は、商標および固有名称を除き日本語および日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。

14 問い合わせ先

福井県立福井産業技術専門学院 管理室

担当者 森川

TEL 0776-52-2120

FAX 0776-52-2121

E-mail fukusan@pref.fukui.lg.jp